

平成 24 年 3 月 3 日 制 定

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 5 月 8 日 一部改正

京都滋賀体育学会研究集会に関する規程

(目的)

1. 京都滋賀体育学会の正会員は次に定める項目を目的として、研究集会を開催できる。
 - 1) 体育・スポーツに関する専門分野の研究促進
 - 2) 他研究分野・他学会との連携
 - 3) 学会員の研究室に所属する学生・院生・研究生の交流の場に対する教育支援

(補助金)

2. 京都滋賀体育学理事会が承認した研究集会には学会共催として 30,000 円を上限として補助する。

(開催手続き)

3. 研究集会は、2名以上の正会員が世話人となり、所定の様式(別紙1)に目的、内容(研究発表会、講演会、実験研修会など)、実施日時および場所、参加予定者を記入し、原則として開催日の2か月前までに申請する。

(選考方法)

4. 京都滋賀体育学会理事会にて審議し、承認する。

(報告の義務)

5. 世話人は、研究集会の講演または発表者、参加者、補助金の使用状況等を明記した書面(別紙2)にて当該年度の2月末日までに京都滋賀体育学会理事会に報告し、理事会は研究集会の内容を京都滋賀体育学会総会にて報告する。期日までに理事会への報告がない場合は補助金の返還を求める場合がある。

以上